



横手市まちづくり民間提案窓口運用方針

横手市 まちづくり推進部 横手の未来ともにつくる課

令和7年11月

目次

1. 目的
2. 民間提案窓口設置の背景
3. 民間提案窓口の役割
4. 民間提案窓口の基本姿勢
5. 民間提案窓口の提案者
6. 民間提案窓口が取り扱う提案の類型
7. 提案から実施までの流れ
8. 民間提案窓口の受付までの流れ
9. 提案受付後のフロー（課題設定型）
10. 提案受付後のフロー（自由提案型）
11. 事業実施のプロセス
12. 提案に対する留意事項
13. 提案における情報の取り扱い

この方針は、民間企業、大学、NPO法人等（以下、民間事業者という。）と行政とが互いに対話を進め、地域課題の解決につなげるための相談・提案窓口として設置する「横手市まちづくり民間提案窓口」（以下、民間提案窓口という。）の運営に関し必要なルールを定め、公正性と透明性、客観性を担保するとともに、効果的な共創を推進することにより市民満足度の向上や効率的な事業の実施につなげることを目的として策定するものです。



これまで市では、主に業務委託をはじめとしたさまざまな手法を活用することで、民間事業者と連携し、公共サービスを提供してきました。

しかし、少子高齢化、個人のライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、地域課題は複雑化しており、行政の知恵や力だけでは対応できない課題が増えつつあり、これまでの行政主導の連携では解決が難しくなっています。

一方、CSV※¹やSDG s ※²の達成などに向けて、民間事業者の自治体との連携ニーズは高まっています。



※1 CSV（Creation Shared Value）：経済的価値（利益の獲得）と社会的価値（社会的課題の解決）を両立すること。企業が社会的責任を果たすCSR（Corporate Social Responsibility）とは異なる概念。

※2 SDG s（Sustainable Development Goals）：持続可能な開発目標の略称。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。



一元的な窓口

庁内、民間事業者からの連携に関する提案や相談を一元的に受け付けます。



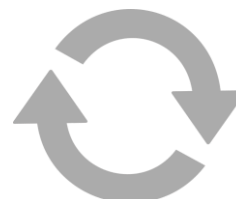
情報の発信

民間提案窓口に関する情報を庁内・庁外に発信します。



マッチング

民間事業者からのまちづくり連携に関する提案・相談を適切に庁内担当部署につなぎ、速やかに連携の実現を図ります。



連携の推進

マッチング成立後も継続的な関係を築くため、効果的な連携手法の検討を行います。

姿勢
1

地域課題の解決

市民サービスの向上、持続可能なまちづくり、魅力の磨き上げと創出、地域の活性化、地域の安全安心など、地域課題の解決を目的とします。

姿勢
2

対等な関係の構築

地域課題の共有と対話による相互理解に努め、横手市と民間事業者の双方にとってメリットのある関係の構築を目指します。

姿勢
3

アイデアの実現の促進

アイデアの具体化に向け、連携事業者、連携する部局との積極的な意見交換を行います。

姿勢
4

市の財政面以外の強みの提供

可能な限り、市の新たな財政負担が生じない案件となるよう、横手市の信頼性、ネットワーク、ブランド力など、財政面以外の強みを活かした連携事業内容・スキームを対話によって導き出します。

姿勢
5

契約に係る規定の遵守

連携事業の実施にあたり、市の財政負担が伴う場合は、契約に係る規定に基づき適正に対応します。

提案できる者

提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、大学、NPO法人等

提案できない者

- ① 個人（個人で事業を営む方を除く）
- ② 提案者（提案関係者含）およびその事業内容が、次のいずれかに該当する場合
 - a. 法令等に違反する行為を行っているものまたはこれに類するもの
 - b. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するものまたはこれに類するもの
 - c. ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く）
 - d. 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
 - e. 暴力団または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する者）の関与が認められるもの
 - f. 人権侵害の事象があったものまたはこれに類するもの
- ③ 提案内容が次のいずれかに該当する場合
 - a. 民間事業者の直接的な営業または広告宣伝のみを目的とするもの
 - b. 特定の政党・宗教を支持し、またはこれに反するための政治的・宗教的教育を目的とするもの
 - c. 法令等で製造、提供等が禁止されているまたは法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
 - d. 非科学的なものもしくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、もしくは不安を与えるものまたはそのおそれのあるもの
 - e. その他、公序良俗、公共性・公平性に問題がある等、横手市との連携事業としてふさわしくないもの

課題設定型



横手市が抱える特定の地域課題に関するテーマを示し、そのテーマに対して提案を受け付けます。

自由提案型



民間事業者が横手市との連携を希望する事業や自由な発想による提案を常時受け付けます。

STEP
1**提 案**

提案者は、横手市ホームページ(ページID: 1012842)上の専用応募フォームから「民間提案窓口提案シート」を提出

STEP
2**調 整**

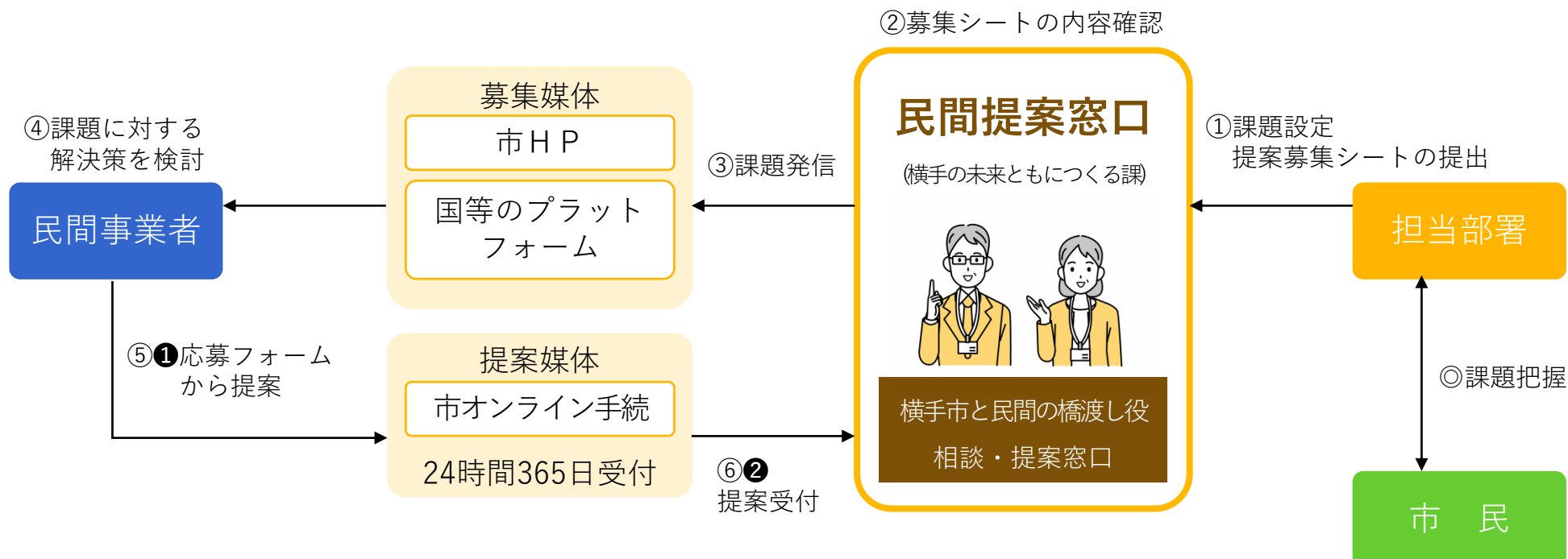
横手の未来ともにつくる課は、提案者の要件を満たしているか確認し、担当部署と協議の上、対話の日程等を調整

STEP
3**対 話**

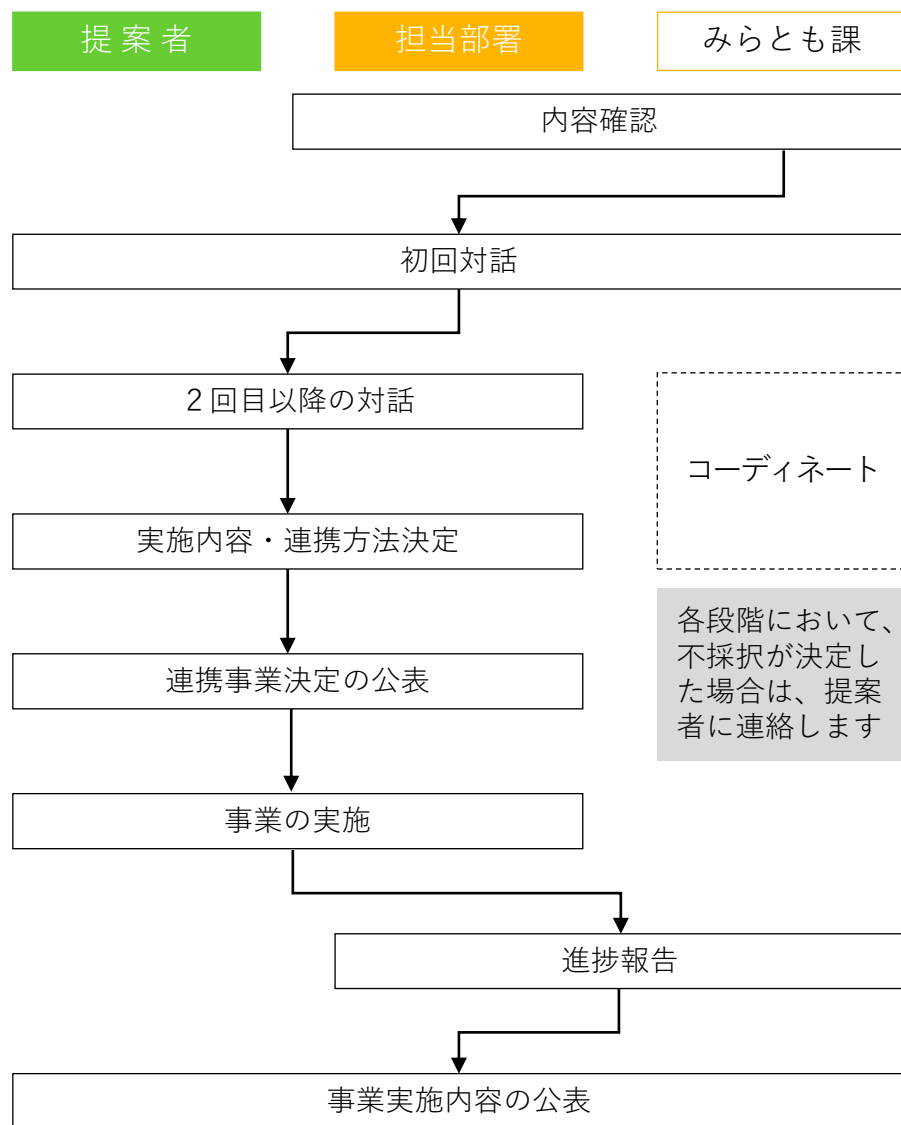
提案者と担当部署との対話を実施。初回対話は横手の未来ともにつくる課も同席し、その後も必要に応じて対話をサポート

STEP
4**実 施**

連携内容決定、連携事業を実施



①～⑥：課題設定型
①～②：自由提案型



① 内容確認

- 横手の未来ともにつくる課（以下「みらとも課」）は、提案者および提案内容について形式的要件を満たしていることを確認します。要件を満たしていない場合は、補正を求めるか、提案をお断りします。
- みらとも課は提案内容について担当部署と事前協議を行った上で、提案者と初回対話の日程調整を行います。

② 初回対話

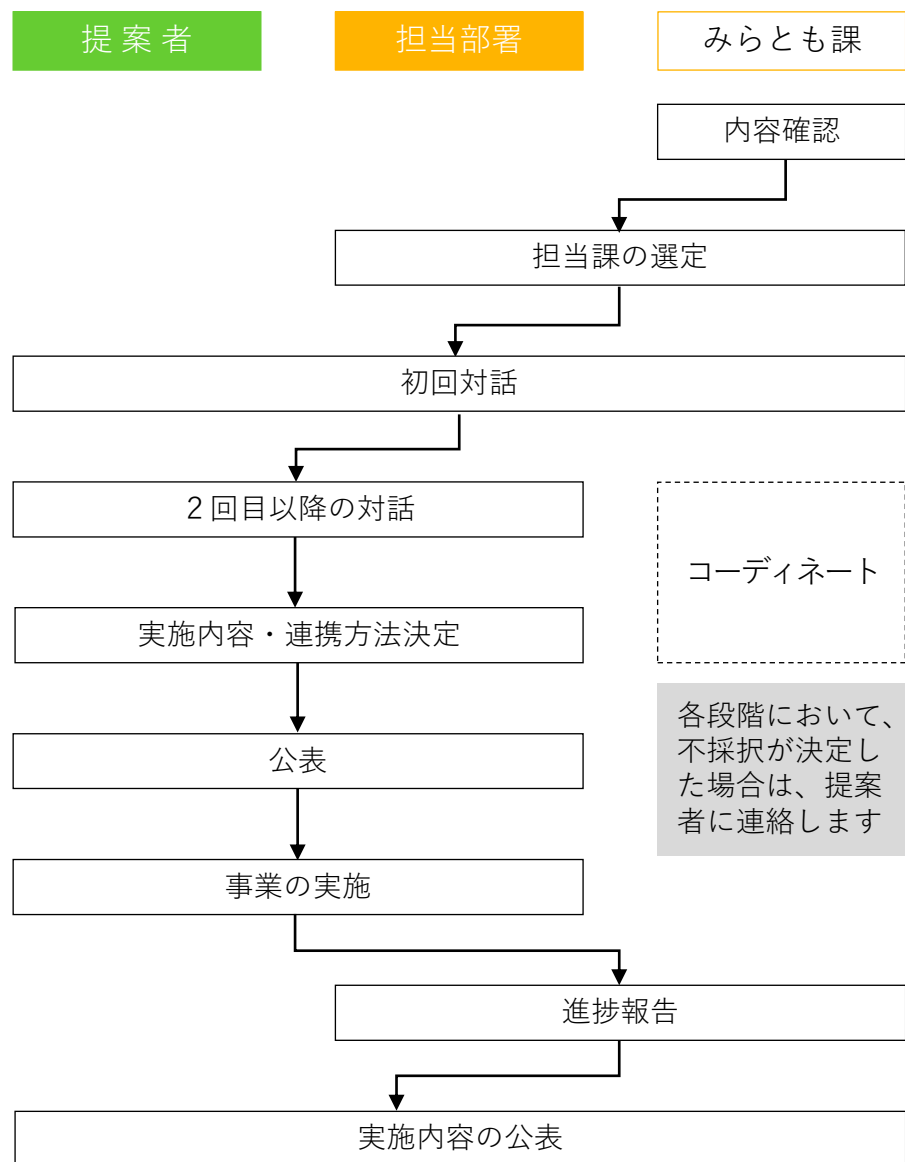
- 提案者、担当部署、窓口担当課が初回対話を行い、提案募集シートに基づいて提案内容の確認します。

③ 2回目以降の対話

- 初回対話後は、提案者と担当部署で対話を継続し、担当部署が提案実現の可否および連携方法を協議し、決定します。
- みらとも課は必要に応じて提案者と担当部署の対話が円滑に進むようコーディネートします。

④ 連携事業の実施

- 提案者と担当部署は連携事業を実施します。
- 定期的な対話により事業成果や課題を把握します。
- みらとも課は連携事業の内容を市ホームページ等に掲載し、積極的に成果の発信、PR等を行います。
- 連携事業の連携方法・内容については、提案進捗一覧表により報告します。



① 内容確認

- みらとも課は、提案者および提案内容について形式的要件を満たしていることを確認します。要件を満たしていない場合は、補正を求めるか、提案をお断りします。
- みらとも課は提案内容について担当部署と事前協議を行った上で、提案者と初回対話の日程調整を行います。

② 対応部署の特定

- 提案に関連する分野を所管する部署（複数ある場合は全ての部署）とその内容を共有した上で、担当部署を特定します。

③ 初回対話

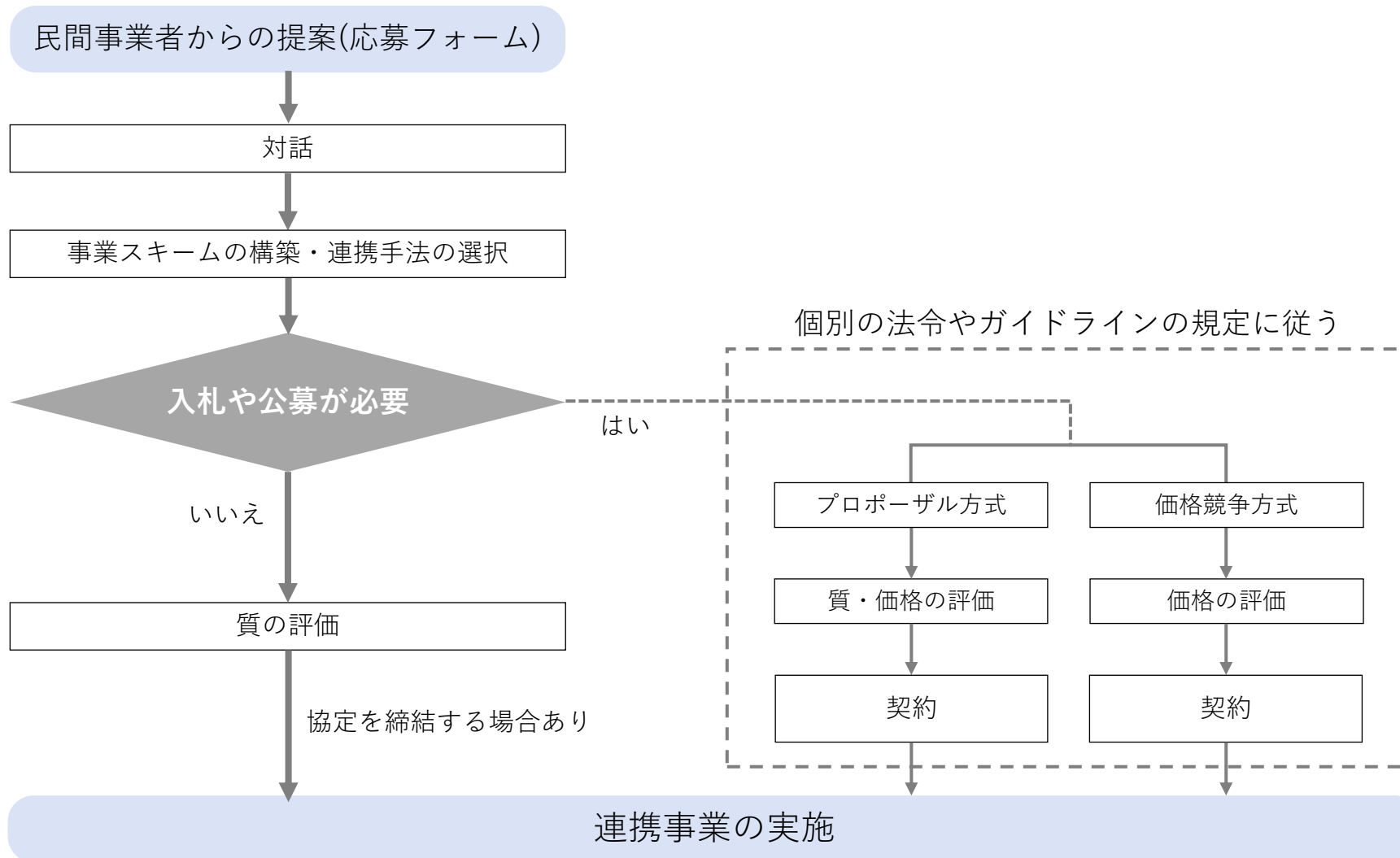
- 提案者、担当部署、窓口担当課が初回対話を行い、提案募集シートに基づいて提案内容の確認します。

④ 2回目以降の対話

- 初回対話後は、提案者と担当部署で対話を継続し、担当部署が提案実現の可否および連携方法を協議し、決定します。
- みらとも課は必要に応じて提案者と担当部署の対話が円滑に進むようコーディネートします。

⑤ 連携事業の実施

- 提案者と担当部署は連携事業を実施します。
- 定期的な対話により事業成果や課題を把握します。
- みらとも課は連携事業の内容を市ホームページ等に掲載し、積極的に成果の発信、PR等を行います。
- 連携事業の連携方法・内容については、提案進捗一覧表により報告します。



- 提案される連携事業については、原則として市の財政負担を伴わないものを想定しています。
- 提案内容は、実現を確約するものではありません。また、実現する場合にあっても、必ずしも提案者と連携、契約を確約するものではありません。
- 提案は、提案者と本市での契約申込として取り扱うものではありません。また、提案受付後の検討開始をもって、契約の合意・締結となるものではなく、かつ、本市が提案への対応（検討、調整等）や実現に対して法的義務を負うものでもありません。
- 提案に関する庁内外の関係者との調整には、時間がかかることがあります。
- 連携事業の成立・不成立に関わらず、市は提案・相談等に係る一切の費用の補填や賠償をしません。
- 市の財政負担を要する場合や公平性の確保が必要な場合は、入札やプロポーザル等の手続きを経ることがあります。
- 当窓口では新たな連携事業の提案のみを受け付けることとし、包括連携協定に関する相談は対象としません。
- 提案内容が第三者の知的財産権を侵害し、損害賠償等が生じた場合は、自己の責任において賠償の負担と必要な措置を講じる必要があります。

1 情報の公表及び利用等

① 情報の公表

- ・ 事業実施者が決定した段階で、事業実施者及び実施内容について原則市ホームページ等で公表します。公表内容については、実施事業者と市で協議します。
- ・ 事業化されなかった提案は、原則公表しません。
- ・ 事業化されなかったものを含め、提案件数については随時公表します。

② 利用等

- ・ 連携事業の実施後は、市のホームページやP R等の機会において、実現内容や成果物を利用、公表します。
- ・ 提案後の対話及び連携事業の実施後に、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱います。
- ・ 対話の結果、入札や公募等の手続きが必要となった場合は、横手市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成することがあります。

2 情報公開

市では、職務上作成・取得した文書について、開示請求の対象となっており、一定の情報については開示することが求められています。開示請求があった場合には、横手市情報公開条例に基づき、開示／不開示を個別に判断することになります。

お問い合わせ先

横手市 まちづくり推進部 横手の未来とものにつくる課



〒013-0036 秋田県横手市駅前町1番10号



0182-35-2266



miratomo@city.yokote.lg.jp



<https://www.city.yokote.lg.jp/>